

産業廃棄物処理施設において一般廃棄物を処理する際に必要となる 事前の届出について、届出期間の特例を設けるための 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正（概要）

改正の概要

都道府県知事が、30日前までに届け出ることが困難な特別の事情があると認める場合には、30日前までに届け出なくてもよいこととする。

※ただし、この場合であっても、事前の届出は必要。

現行制度の概要

現行制度において、産業廃棄物処理施設の設置者が当該処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるもの（木くず、動物の死体等）を処理する場合には、30日前までに都道府県知事に届け出なければならないこととされている。

改正の趣旨

災害により生じた大量の災害廃棄物を被災地域の周辺地域において迅速に処理することが必要な場合にまで30日前までの届出を要することとすると、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理に支障を来すことから、都道府県知事が認める一定の場合について、届出期間の特例を設ける。